

令和2年度 第1回滋賀県原子力安全対策連絡協議会 会議概要

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

- I 日 時 令和2年8月24日（月）14時00分から16時00分まで
- II 場 所 滋賀県危機管理センター災害対策本部室
- III 出席者 別添名簿参照
- IV 内 容

1 会長・副会長挨拶

(1) 嶋寺防災危機管理監挨拶

皆さま、こんにちは。滋賀県防災危機管理監の嶋寺でございます。酷暑の中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和2年度第1回滋賀県原子力安全対策連絡協議会の冒頭にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

市町の皆様、あるいは、内閣府の皆様、原子力規制庁様、各原子力事業者の皆様におかれましては、日頃から滋賀県の原子力防災行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。また、原子力防災専門会議の皆様におかれましても、お忙しいところご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

まずは、会議にあたりまして、副会長の選出についてご報告申し上げたいと思います。副会長につきましては、当協議会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、会長が指名する者をもって充てるとなっておりますことから、長浜市の北川防災危機管理局長と、高島市の栞原危機管理監にお願いしておりますので、あらかじめご了承承願したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

現在、新型コロナウイルスについては、本県においても連日陽性患者が確認されておりました。感染拡大防止にかかる対策を講じているところですが、依然として予断を許さない状況でございます。昨日までで、391人の陽性患者の方がいらっしゃるといような状況でございます。

原子力防災分野におきましても、例外ではございません。後ほどご説明いただきます、緊急時対応においても、コロナ禍における防護措置の具体化など、新型コロナウイルス感染症を踏まえた見直しをなされ、さまざまな面で今までにはない対応を図られているところでございます。

今までのやり方が通用しない状況、withコロナ、ポストコロナに向け、新しい社会の構築を模索していくというのが滋賀県の状況でございますし、日本全国の状況かなと思います。今後も積極的にコロナ対策をしていきたいと県も思っておりますので、どうか皆様のお力添えを賜りたいと思います。

さて、滋賀県では福井県内に立地している原子力施設にかかる諸課題について定期的に情報共有を行い、原子力防災対策の推進を図るため、この滋賀県原子力安全

対策連絡協議会を平成 25 年の 7 月に設置いたしまして、原子力事業者様からの情報収集と県内各市町の皆様との情報共有に努めているところでございます。

福井県内に立地している原子力施設につきましては、関西電力大飯発電所 1、2 号機および美浜発電所 1、2 号機、日本原子力発電敦賀発電所 1 号機、原子力機構のもんじゅやふげんでの廃炉作業が進む一方で、関西電力高浜発電所 1、2 号機、美浜発電所 3 号機、日本原子力発電敦賀発電所 2 号機については、原子力規制委員会により、安全審査等が行われております。

県といたしましては、知事が申し上げておりますとおり、依然として実効性のある多重防護体制の構築が道半ばの状況であるということから、使用済み核燃料などの処理、いわゆる「静脈」の整備が未解決なことや、原子力発電所の安全性について、県民の根強い不安があることから、原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはないと考えております。

一方、防災対策については、原子力施設の稼働・非稼働に関わらず、強化していく必要があります。この原連協の場を通じて、関係の皆様との相互理解や連携を深め、県民の安全、安心の確保に向けて取り組みたいと考えております。

本日は新聞等で報じられている話題などにも触れ、原子力規制庁の皆様と、各原子力事業者の皆様から、規制審査の状況、または発電所の安全対策の取り組み状況や、近況などについてご説明いただきます。内閣府様からは、先月改定がなされております高浜地域および大飯地域の緊急時対応についてご説明いただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、各市町と原子力事業者の皆様が、直接顔を合わせる大変貴重な機会でございますので、皆様からのさまざまな意見、ご質問をいただき、有意義な会議となるようお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 長浜市北川防災危機管理局長挨拶

長浜市の防災危機管理局長の北川と申します。この原子力につきましては、私どもの市長も市民の安全が第一という姿勢は変わっておりませんので、これを基本に市民の安全を最優先に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3) 高島市栗原危機管理監挨拶

こんにちは。高島市危機管理監の栗原です。冒頭、嶋寺防災危機管理監の方から少し触れられていましたけども、美浜 3 号、高浜 1、2 号が使用前検査申請を原子力規制庁に出されたということが新聞等に出ておりました。原子力施設の安全管理には十分気を尽くしていただきたいなと思います。

仮に、原子力事故が起こりましたら、滋賀県版の UPZ の範囲内では、約 28,000 人、本市の人口の半分以上が影響を受ける地域に立地してございますので、今後もしいろいろとこういった場を使いまして、安全管理というところに注意をしてもらい

たいと思います。

また、仮にも広域避難となった場合には、コロナ禍における避難のあり方とかが見直しされておりますが、どれだけ実効性があるのか、ということを検証していかないといけないかなと考えてございます。

本日、お集まりの各市町の皆様のご協力をいただきながら、安全対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議事

- (1) 美浜発電所および高浜発電所の安全審査について
資料1に沿って説明（原子力規制庁）
- (2) 美浜発電所および高浜発電所の安全対策等について
資料2-1から資料2-3までに沿って説明（関西電力株式会社）
- (3) 敦賀発電所の現状について
資料3-1から資料3-2までに沿って説明（日本原子力発電株式会社）
- (4) 高速増殖原型炉もんじゅおよび新型転換炉原型炉ふげんの廃炉作業について
資料4に沿って説明（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- (5) 高浜地域および大飯地域の緊急時対応の改定について
資料5に沿って説明（内閣府）

■美浜発電所および高浜発電所の安全審査について意見交換

○原子力防災専門会議委員（竹田委員）

竹田です。詳細なご説明ありがとうございました。今、西村様から安全面について、新規制基準、あるいは止める、冷やす、閉じ込めるについてのお話がありました。特に13ページ、14ページの止める、冷やすにつきましては、ハード面を中心に説明されたと思いますが、ソフト面は、保安規定をしっかりと守っているかどうかを審査するということを言われたと思います。

当然でしょうけれども、例えば、止めるに関して、ほう酸水を注入することに対して、人がちゃんと配置されているとか、そういうことも含めて審査されておられるのでしょうか。

○原子力規制庁

40ページをご覧いただきたいと思います。これは美浜の例ですが、高浜でも同じです。ソフト面では、事業者が適切な人員を配置するとか、また必要な能力のある者を配置します。それに、どれだけの時間で対応できるのかということも含めて、審査しております。事業者はこれを踏まえて、保安規定を定めて、その後、原子力規制検査で事業者が適切に行っていることを確認していくわけです。その前に審査として、適切に行えるのかということを確認しています。

また、今後については、今後の原子力規制検査になると思いますが、シーケンス訓練といって、事故を意図的に仮定して、対応に当たるものは適切に対応して、事なきを得ることができるのか、または、重大事故対策として、一定時間内にポンプの使い込みといった作業を行えるのか、ということについても、原子力規制検査において、確認することになっていきますし、これまで稼働したところについては、保安検査において確認してございます。ご理解いただけましたでしょうか。

○原子力防災専門会議委員（竹田委員）

ありがとうございました。了解です。

○守山市

守山市です。5 ページの強化した新規制基準のところ、右側の新規制基準の一番下「耐震・耐津波性能」について、具体的にどういうふうに評価されたのか教えていただけますか。

○原子力規制庁

10 ページをご覧くださいと思います。基本的には、保守的に見積るという観点で、断層を追加してもらったり、震源の深さを浅くするよう提言して、浅くしてもらったり、さらに右側の図の安島岬沖断層から一番下の関ヶ原断層までを全てつながっている、連動しているということで評価をしてもらっております。

津波については、35 ページをご覧くださいと思います。従来は、過去の記録で最大というものを使っていましたが、ここでは、約 90km という長い断層である若狭海丘列付近断層に起因する地震という波源を設定し、さらに、その地震に伴う地滑りが起こるという組み合わせをして、津波の高さをより保守的に設定をするようにした、ということが一例でございます。

○嶋寺防災危機管理監

滋賀県といたしましては、まだまだ県民は原発に対して、不安が払しょくされていないということがございますので、原子力規制庁におかれましては、引き続き、慎重、かつ厳格な審査をお願いいたします。

■美浜発電所および高浜発電所の安全対策等について

○原子力防災専門会議委員（高橋委員）

ありがとうございました。京都大学の高橋と申します。2 点、確認させていただければと思います。一つは 23 ページの訓練のところですが、今年度、令和 2 年度につきまして、訓練回数が 7 月末現在で 180 回ということで、例年の 1 年間の訓練とほぼ同数以上の訓練がなされているかと思っております。これについては何か回数を多くする必要性等あってされたのか、また、今後もこのような形の回数を続けていくご

予定なのかということを確認させていただきたいと思います。

もう一つは、27 ページの緊急時対応（避難計画）の協力体制のところでございますが、こちらにつきましても、先ほどと同様に、緊急対応の協力について、訓練のようなものをなされているかどうかということを確認させていただければと思います。

○関西電力

関西電力の近藤でございます。まず 23 ページの訓練回数の件でございますが、工事が進むにあたって、順々に使用可能になる設備が増えてまいりますし、あと工事が終わっていきますと、敷地上の、余裕のあるスペースができますので、事故時に必要な、例えば大容量ポンプなどのモバイル機器を配置することができるようになってございます。そのため、実際にオペレーションを行う訓練ができるということで、訓練回数が増えているという状況でございます。また、今後とも、設備が使用できる状況になるに従って、訓練回数は増えてまいると考えてございます。

それと 27 ページの緊急時対応（避難計画）でございますが、美浜発電所についても防災訓練をやっております。その際、当然、事業本部、それとオフサイトセンター、それと発電所、これの連携というものを現在も確認してございます。確かにプラントの状態としては、今、守るべきものは使用済燃料ピットだけなのでございますが、プラント全体が運転しているという想定のもと、防災訓練をやっておりますので、これらのご協力できる面も、ちゃんとできるかどうかの確認も、本店サイドも含めてやっております。

○原子力防災専門会議委員（島田委員）

労働災害も多発したということで、関西電力と元請会社と、協力会社の 3 者が顔を合わせて、リスクアセスメントを実施されているのですけれども、技術者の方の経験とか勘というものはものすごく重要になってきます。ぜひ、いろいろな現場の状況や現場に集まる方々のお声、経験に基づくちょっとした異常など、様々な情報が責任の方のところまで届くような組織を目指していただきたいなと思っています。

原子力発電所というのは、社会的にも皆さんがものすごく安全を注視している場所です。小さな事故でも、何か見落としたときに大きな事故になりかねません。一つのうっかりミスが大きなことにつながるかもしれません。ぜひ、技術者の方のちょっとした気づきのようなものも全て社内で情報が通りやすいような、そういうリスクアセスメント、そういうシステムを目指していただきたいと思っています。

それと、長い時間かかっていくことですので、退職などにより技術者もどんどん代わっていきます。また、それぞれの元請会社とか協力会社の方も、それぞれの会社の都合で組織が変わったりもします。単なる労働災害だけではなくて、もっと大きな事故につながることもありますので、技術の継承や引き継ぎはもとより、いろいろな専門の技術者とか、労働を管理されている方とか、いろいろな役割の方が、意見交換や情報交換できるような風通しの良い連絡体制を築いていただきたいと思

いますし、工事の終了ごとにとか、何かの計画ごとに解散するのではなく、そういう環境や組織をずっと維持していくことはぜひお願いしたいと思います。

○関西電力

関西電力の近藤でございます。ありがとうございます。おっしゃるように、このリスクアセスメント自体は労災に特化したものでございます。やはり現場というものは生き物でございます。日々、刻々と変わっていておりますので、ある断面でリスクアセスメントをきっちりやっても、次の日には変わっている。そういう状況がございますので、リスクアセスメントにない状況があれば、またフィードバックしてリスクアセスメントを行うということをやっていると思っております。

そのためには現場をよく知っている、本当の現場の方、その人にご意見を賜らないと、本当のものはできないと思っておりますので、このようなかたちで、3者で今後ともやらせていただきたいと思いますと考えてございます。

一方、技術伝承のお話、非常に重要なところでございます。現在、新規制基準がありまして、各工事をやっておりますけれども、やはりこの間にいろいろなノウハウ、要は、なぜこのような設計にしたかということも踏まえて、今、現在、蓄積をしている状況でございます。やはり当然、おっしゃるよう人間は代わっていきますし、当然、退職ということもあります。その当時の思い、考えが分散しないうちに、ちゃんとドキュメント化してやっていくということで、現在、やっておりますので、またそれについては必要であればご説明させていただきたいと考えてございます。

また三つ目でございますけれども、やはり労働災害だけではなくて、協力会社の皆さんというのも仲間ですから、やはりコミュニケーションを、うまくやっていくという必要がございます。それを弊社の中で安全文化をどうしていけば向上できるかという、そういうところでも協力会社の皆さんと一丸となって、安全文化を上げていかなければならないということで、活動を展開してございますので、そちらも含めてコミュニケーションをよくやっていきたいと考えてございます。貴重なご意見ありがとうございます。

○原子力防災専門会議委員（八木委員）

大阪大学、八木です。今のコメントとも少し重複するのですがけれども、業務改善命令に至ったいろいろな事案とその後の影響というものと、原子力発電の在り方は、切っては語れないものだと思うのです。

いろいろな角度でその問題というものは考えなければならないと思っています。一つ、ここで述べさせていただきたいと思うのは、今回の事案について、いろいろ評価の仕方はあると思いますが、基本的に経営層の問題とか、もしくは責任者の問題が非常に大きいにもかかわらず、会社全体の責任が問われる中で、作業に従事される方とか、運転員の方とか、協力会社の方から見たら、なおのことだと思うのですが、やはり会社の中にも、現場で直接、作業を担われる方の中には

複雑な思いを抱いている方もいらっしゃるのではないかと推測します。

そういう現場の想いのようなものが先々、安全をちゃんと丁寧にやっていくというときに、モチベーションの低下とか、もしくはモラルが維持できるのか、みたいなところに、ボディブローのように効いてくるようなところもあろうかと思えます。特に先週ですか。役員報酬の減額に対する補填の話とかも発表されていますけれども、そこは、原子力安全と直接的には関係ない話のように見えて、やはり社内の個人がちゃんと自分の業務を全うしようとするところに、すごく影響を与えることだと思えます。今日、何かのお返事が欲しいというわけではないのですけれども、社内の状況というものを丁寧にモニタリングしながら、いろいろやられている訓練とか計画というものを実行していかないと、どこかに見落としとか、もしくは表でアセスメントしている上ではきれいにできているけれども、実態のところはそうではないということが先々、起こってくる可能性はあります。そこはご配慮いただきたいと思えますし、また機会がありましたらご報告いただければと考えております。

○関西電力

おっしゃるように、私が先ほど資料2-3で述べたことは、これは安全でございます。それを安心に変えるのは、やはり地元の皆さんが、地域の皆さまのご信頼を賜って、初めて安心というものに変わっていくものだと考えてございます。今回の事案につきましては、おっしゃられたように一部の幹部の行為ではございましたが、やはりその根底には、弊社のユーザー目線ではない社風というものがあつたということもいわれてございますので、従業員も含めて、やはりそこはきっちり今後、襟を正していこうという気持ちでございます。

それとは別に、やはり当社としましてもモチベーションがどのように変わったかと、非常に気にしております。いろいろと、当然、インタビューもございましたし、アンケートもやった状況ではございますが、比較的、今回の件は今回の件で、私たちの使命であるエネルギーをきっちり供給していく、原子炉を安全に運転していくという使命感については違うという、非常にありがたい若手の意見もございますので、そういうところをうまく伸ばしていきながら、モチベーションの低下がないように、きっちり事業本部が襟を正して、今後ともやっていきたいと考えてございますので、また今後ともご指導等ありましたら、よろしく願いいたします。

○鳴寺防災危機管理監

私の方から1点だけ申し述べさせていただきます。御社の子会社役員らの金品授与の実態が先月、新たに明らかになってきたということで、御社においては先ほど、業務改善命令に基づく新体制を敷かれたということなのですが、グループ全体で経営者から作業員一人一人に至るまで、コンプライアンスや安全管理等々についても

徹底していったって、県民、国民の負託に応えていただけるような対応を、責任をもってやっていただきたいと思います。

○関西電力

不断の努力で成し遂げたいと思います。またよろしくお願ひいたします。

■敦賀発電所の現状について

○嶋寺防災危機管理監

今回のボーリングデータの記載の書き換えということに対して、規制委員会の方もまだまだ納得もされていませんし、今後、丁寧に説明される必要もあろうかと思ひます。先ほどの関電さんの金品受領の話もあつたように、原子力を取り巻く環境の中において、疑義であるとか、県民が納得しないようなかたちで物事が進んでいくということもあり、原子力全体に対する不信感というのは、まだまだ大きいものがあるということも、もう一度、再確認していただひいて、誠意ある対応を示していただひいて、次に進んでいただひきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○日本原子力発電

原因追及が表面的過ぎるということもご指摘として受けておりますので、ご発言に対しまして、当社としまして慎重に対応してまいりたいと思ひます。

○原子力防災専門会議委員（竹田委員）

確かにこの報告された内容で、顕微鏡による観察結果が出されるというのは、今回の説明にありましたが、2ページに記載の未固結粘土状部から、固結粘土状部への記載の変更は、結局、顕微鏡写真ではもう固結しか分からなかつたということなのでしょうか。

○日本原子力発電

肉眼観察の結果では微妙なところでございまして、判断がつかなかつたということもございまして。それと私ども、事実がどうなのかというところをきちんとご説明をするために、より詳細なデータということで、ボーリングコアのデータを薄く、薄片にしまして、顕微鏡で観察をしたわけでございまして。それでデータを補強いたしまして、ご説明をさせていただくということで、未固結の粘土状部、いわゆる柔らかい地質から、薄片観察の結果、固い地質ということで記載を変更させていただいております。

○原子力防災専門会議委員（竹田委員）

どうも、分かりました。分かりましたけども、やっぱり先ほどの議論にありまし

たように、報告されるときにどういうデータを用いたとか、前もって記載を変更したらやはり、どうして変更したかということはぜひきちんと書くようにしてください。

○日本原子力発電

変更した際にはその理由をご説明しますとともに、変更したということ自体をきちんとご説明をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

■高速増殖原型炉もんじゅおよび新型転換炉原型炉ふげんの廃炉作業について

○嶋寺防災危機管理監

もんじゅあるいはふげんにつきまして、廃炉ということなのですが、廃炉につきましても原子力災害ということのリスクがあるということについては、変わりありません。今後、ナトリウムの抜き取り等、困難な作業が長期にわたって施工されると思いますが、万が一にも事故がないように、人材育成も踏まえて、しっかり取り組んでいただきたいということをお願いさせていただきます。

○日本原子力研究開発機構

原子力機構の田中でございます。人材育成というのは重要な課題であり、かつ自分たちのためにも人材育成に取り組んでいかなければいけないと思っております。

■高浜地域および大飯地域の緊急時対応の改定について

○原子力防災専門会議委員（高橋委員）

京都大学の高橋です。ご説明ありがとうございます。感染症の流行下での防護措置につきまして、ただ今ご説明がありましたようなことは、重要なことですが、一方、当然のことながら避難につきましては、迅速性が求められることだと思います。この迅速性と、このような措置というものはどうしてもトレードオフの関係にならざるを得ないかと思いますが、特に迅速性がどの程度必要である状況かというのは、なかなか現場でははっきり分からないところもあるかと思うので、ぜひ適切ところで判断していただいて、それが現場にしっかりと正しく伝えられるということが重要かと思うので、ぜひご検討いただければと思います。

○内閣府

ありがとうございます。まさに現場でのオペレーションを迅速にどうやるのか、どうやっていくのかというところに直結すると思います。内閣府が基本的な方針としてこういうところをお示しさせていただいておりますが、今、実際、訓練等を試行、そこから良かったこと、悪かったことというのを抽出した上で、ガイドライン、いわゆる手順書をまとめている最中でございます。こちらについても自治体の皆さ

まといろいろと相談をさせていただきながら、今後、お示しさせていただいて、現場でしっかり迅速なオペレーションができるように努めたいと思っております。

○原子力防災専門会議委員（島田委員）

京都大学の島田です。今のお話に加えて、これから、新たに感染症対策も踏まえた訓練をされるということなのですが、もし感染症が流行中でありましたら、住民や避難した方の感染を避けるといっても、どうしても、どこの避難所でどなたが感染したかという、そういう情報も錯綜すると思うのです。

今でしたら、原子力防災の避難の部署の人たちが、マニュアルをたくさん、一生懸命作っておられ、感染症に関しては、厚生労働省の方が自治体等との連絡をされているのですが、原子力事故が起こった際には、その二つの情報連絡網が多分、入り組んでしまうようなかたちになると思うのです。

だけど、住民は両方心配ですし、住民が避難をするときに誘導したり、対応したりする自治体の職員も感染症にさらされるということもあります。情報連絡体制をどのようにすべきかということ、1回の訓練では無理だと思いますが、今後、物理的な準備以外にも連絡体制の構築みたいなところも、準備していただきたいと思えます

○内閣府

ありがとうございます。まさに先生がおっしゃるとおりだと思います。現場での情報というところの共有というところもそうですし、指示、命令系統が錯綜するというのが一番、災害時にまずいことでもあります。

1点だけ例示をお伝えしますと、実際に新型コロナウイルスをオペレーションしている厚生労働省の担当の部署も、原子力災害の担当部署と同じであります。実際に本部の会議等も、トップが一緒でありますので、情報をしっかり共有した上で、指示、命令系統が混乱しないようなかたちで連絡をするというところで対応しております。それが実災害時に混乱をしないように、現場レベルでの情報共有もそうですし、われわれからの情報、指示、命令というところも整理をして、しっかりできるよう、訓練等でもしっかりと検証していきたいと思っております。

○原子力防災専門会議委員（八木委員）

今のとも少し関連するのですが、毎回、この会議でも申し上げているのですが、情報を受け取る側の、住民の方々の立場に立つと、原子力だけを見ているわけではないのですよね。

目の前に来ている風水害とか台風での避難は、とにかく早ければ早いほどいいというところがありますよね。一方で、原子力災害の難しさというのは、間に屋内退避ということがあったり、必ずしも早く避難することがベストではないケースがあります。ましてこのコロナ対策とセットになると、ご高齢の方の移動が、本当に密での移動がいいのか、少し待ってからがいいのかは、ものすごく分かりにくくなり

ます。一方で、住民の方から見ると、やっぱり頻度が高く、見聞きするのはやっぱり風水害の方だったりするので、何が違うのかということの日頃から丁寧に伝えていただきたいと思いますし、そこで感染症対策が入ると、さらにファクターが増えて難しいと感じているので、そこもご検討いただければと思います。

○内閣府

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。原子力災害、特にいきなり避難をするというところではない地域もございます。まず屋内退避をしてというところもございますので、しっかり風水害でありますとか、感染症、原子力災害、住民の皆さまが混乱しないような情報共有というところ、もしくは訓練でそういうところを調整していくというところをしっかりと対応してまいります。

○嶋寺防災危機管理監

屋内退避の指示は解除されずに、屋内退避が長期化した場合の対策として、飲料水、あるいは食料、医薬品の補給体制が課題であると、県としては認識しております。被災県では対応ができない場合のバックアップ体制を実効性のあるものにするために、屋内退避の長期化した場合を想定した訓練というものを、計画していただきたいと思います。

そして屋内退避指示の解除の基準を明確にさせていただけたらと思っておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○内閣府

承知いたしました。ありがとうございます。

○嶋寺防災危機管理監

最後に私どもの方から要望させていただきます。各事業者様におかれましては、廃炉工事、あるいは安全対策工事、あるいは特重工事を行われておりますけれども、作業員の工事中の事故が発生しておりますして、下請けも含め、作業員の安全の配慮を改めて徹底していただいて、電力の安定供給のために現場で懸命に取り組む作業員のモチベーションが、低下することのないように取り組んでいただきたいなと思います。

万が一、原子力災害が発生した場合は、放射性物質の影響は県境を越えて拡大することを前提としておりまして、原子力安全協定の在り方を追及していくことが必要と考えております。各電力事業者におかれましては、こういった県の考え方を理解いただきまして、今後も原子力安全協定の充実について、さらに協議いただくようお願いしたいと思います。

そもそも同意権を含む再稼働に関わる手続きは、自治体と原子力事業者との関係により変わる不明確なものではなく、法令により明確にルール化することが、住民の不安の軽減にも必要と考えておりまして、経済産業省や資源エネルギー庁をはじめ

めとして、引き続き国に、県としても強く要望していきたいと思っておりますので、今後、またこの改善の方、よろしく願いいたします。